

独立行政法人地域医療機能推進機構 松浦中央病院「面会規程」

(目的)

第 1 条 本規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構 松浦中央病院における入院中の患者への面会について必要な事項を定め、入院患者やその家族の療養生活の質及び尊厳の保持、並びに円滑な退院支援を図るため、また 患者および院内の安全を確保することを目的に、患者と家族等の面会に関する基本的な考え方及び運用方法を定めるものである。

(基本方針)

第 2 条

- 1) 感染対策等のやむを得ない事情がない限り、面会を妨げない。
- 2) やむを得ない事情により面会制限が必要な場合は、目的・期間・対象を明確にし、合理的な範囲内で行う。
- 3) 面会は患者の心身の安定、治療意欲や身体機能の向上、退院支援に重要であることから、必要以上に厳格な制限を行わない。

(面会時間)

第 3 条 原則:14 時～19 時

ただし、急を要する場合であって、当該入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会場所)

第 4 条 入院患者の病室内(多床室ではベッドサイド)又はデイルームとする。

(面会可能な方)

第 5 条

- 1) 家族・親族、患者が希望する支援者(身の周りのお世話をする方を含む)等。
- 2) 病院が必要と認めた者(施設職員など退院に必要な面談を行う者)

(面会の条件)

第 6 条

- ・面会者は、不織布マスクを装着し、面会中はマスクを着用とする。
- ・病室への入室前後に手指衛生(手指消毒又は手洗い)を行う。
- ・面会者は、発熱や感染症を疑う症状(咳嗽、嘔気・嘔吐、下痢、感染症を疑う発疹等)がないこと。
- ・高校生以上の方(中学生以下は、患者・面会者双方の感染リスク、療養環境維持の観点から面会不可)

(面会者の遵守事項)

第 7 条

面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 患者の治療・検査が優先される事をあらかじめ了承すること。
- 2) 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。
- 3) 酒気を帯びて面会してはならない。
- 4) 面会者が差し入れた食べ物を入院患者が飲食することは、主治医に確認した上で可能とする。

病院は、面会者が規程に違反、又はそのおそれがあると認めるときは、直ちにその面会を中止させることができる。

(面会の制限を行う場合)

第 8 条 感染症の拡大や院内感染発生時、周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。患者の状態が不安定な場合、医療安全上の理由がある場合。その他、病院長が必要と認めた場合。

(特別な配慮が必要なケース)

第 9 条

以下の場合には、担当医師の判断において面会を許可する。

- 1) 終末期・看取り
- 2) 精神的支援が必要な患者
- 3) 障害などにより家族の関与が不可欠な場合
- 4) 小児

(規程管理・周知方法)

第 10 条

- ・本規程の見直しは、感染対策委員会等で審議し、病院長の承認のもと行う。
- ・本規程は、入院時の説明(入院案内)、院内掲示、病院ホームページ掲載によって患者、家族等面会者に周知を行う。

附 則

この規程は、2026 年 6 月 1 日から施行する

2026 年5月作成